

青森県立八戸北高等学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する本校の考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に対応することが必要である。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。そのために、生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係の構築を図る中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指すものである。

II いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造やその背景（動機）

ア いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）・「傍観者」（見て見ないふりをする）などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする

イ いじめの背景（動機）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

Ⅲ いじめ防止のための組織

いじめを未然防止し、早期発見に努め、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育支援委員会」を設置する。

(1) 「教育支援委員会」について

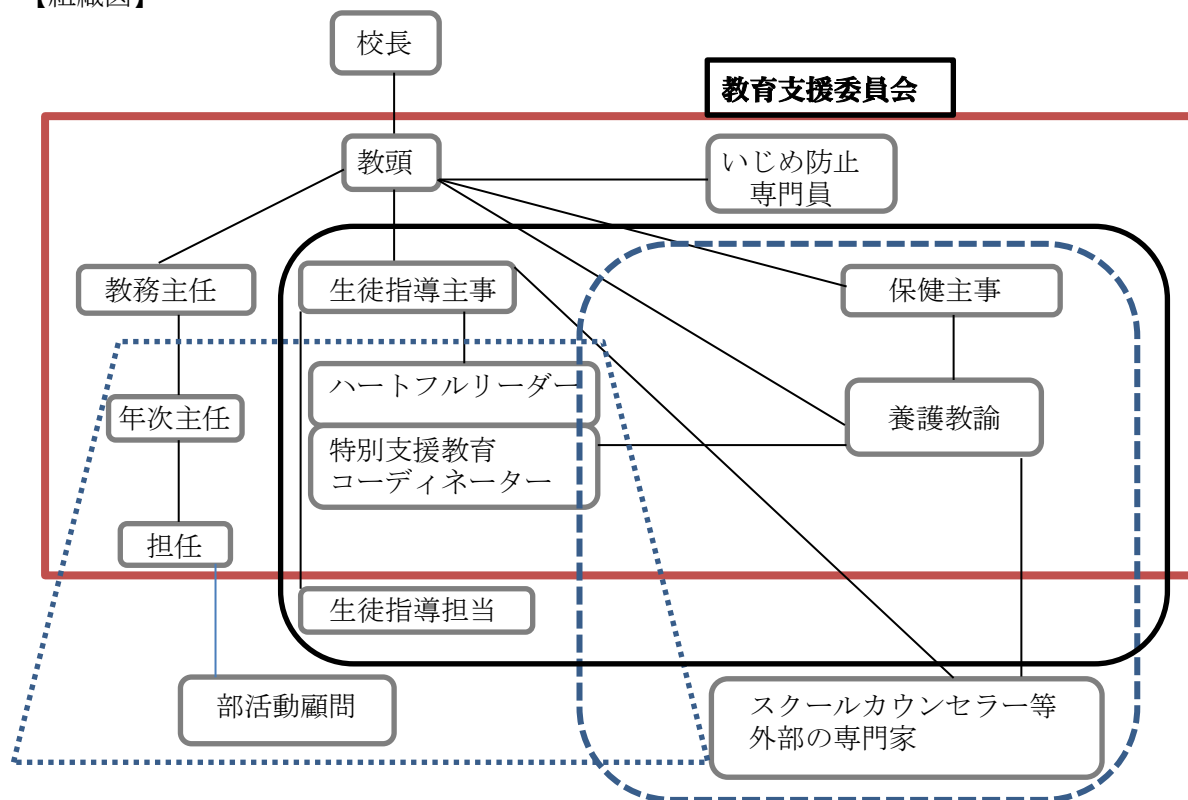
ア 委員会のメンバー

教頭、生徒指導主事、保健主事、教務主任、進路主任、養護教諭、年次主任、ハートフルリーダー、特別支援コーディネーター、関係HR担任、いじめ防止専門員（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える）

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する

【組織図】



※ 、、 は各部署の指導支援の関係性の例。必要に応じて外部の専門家と連携を図る。

(2) 「教育支援委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）

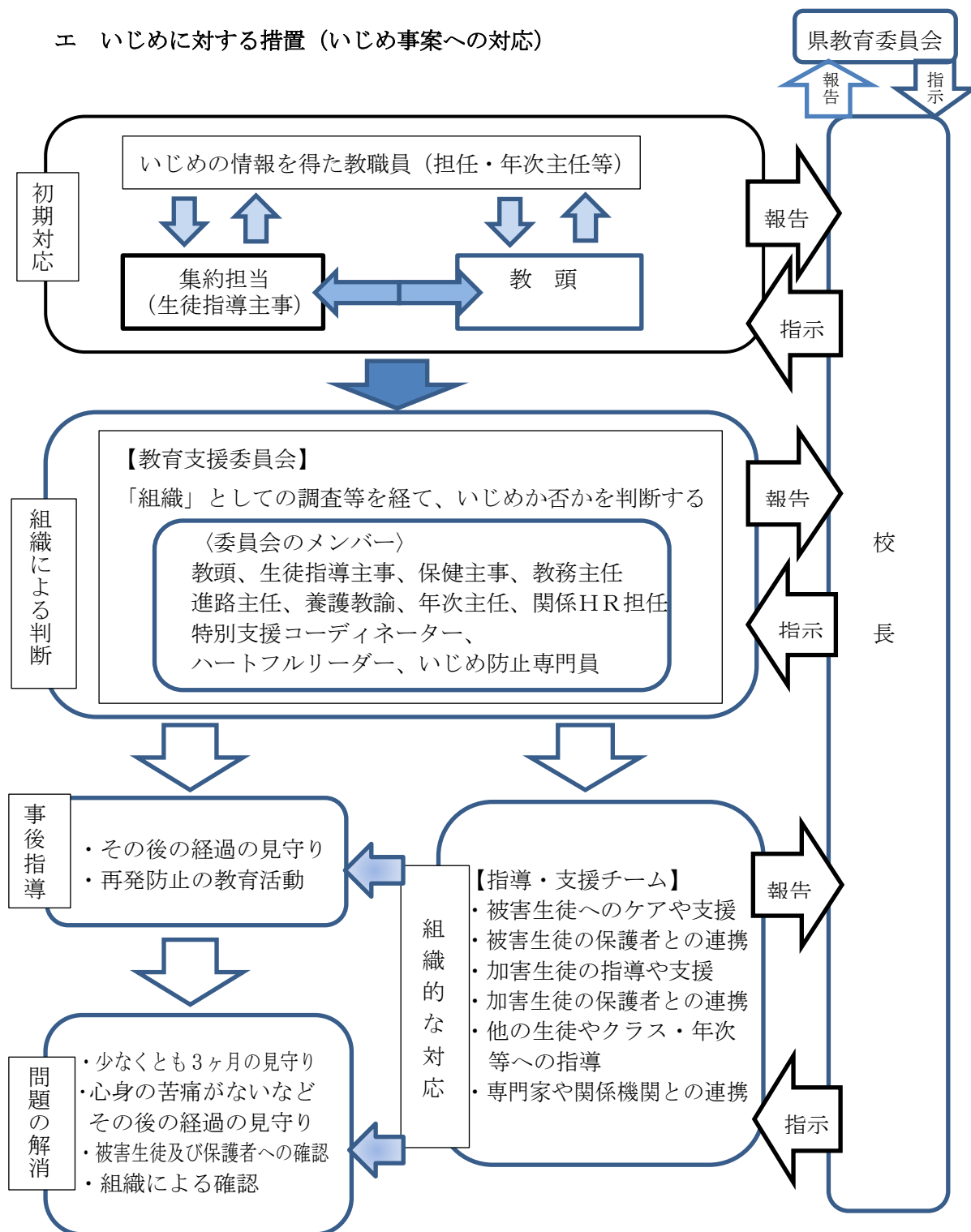
教育支援委員会は、取組が計画通りに進んでいるか、必要に応じ「学校いじめ防止基本方針」や計画の見直し等を行う

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う
- ・「教育支援委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する

- ・教員研修でスクールカウンセラーと連携し、いじめ防止等に係る研修会を実施する
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。県教育委員会が調査を行う場合にはその重大事態調査のための組織に協力する。

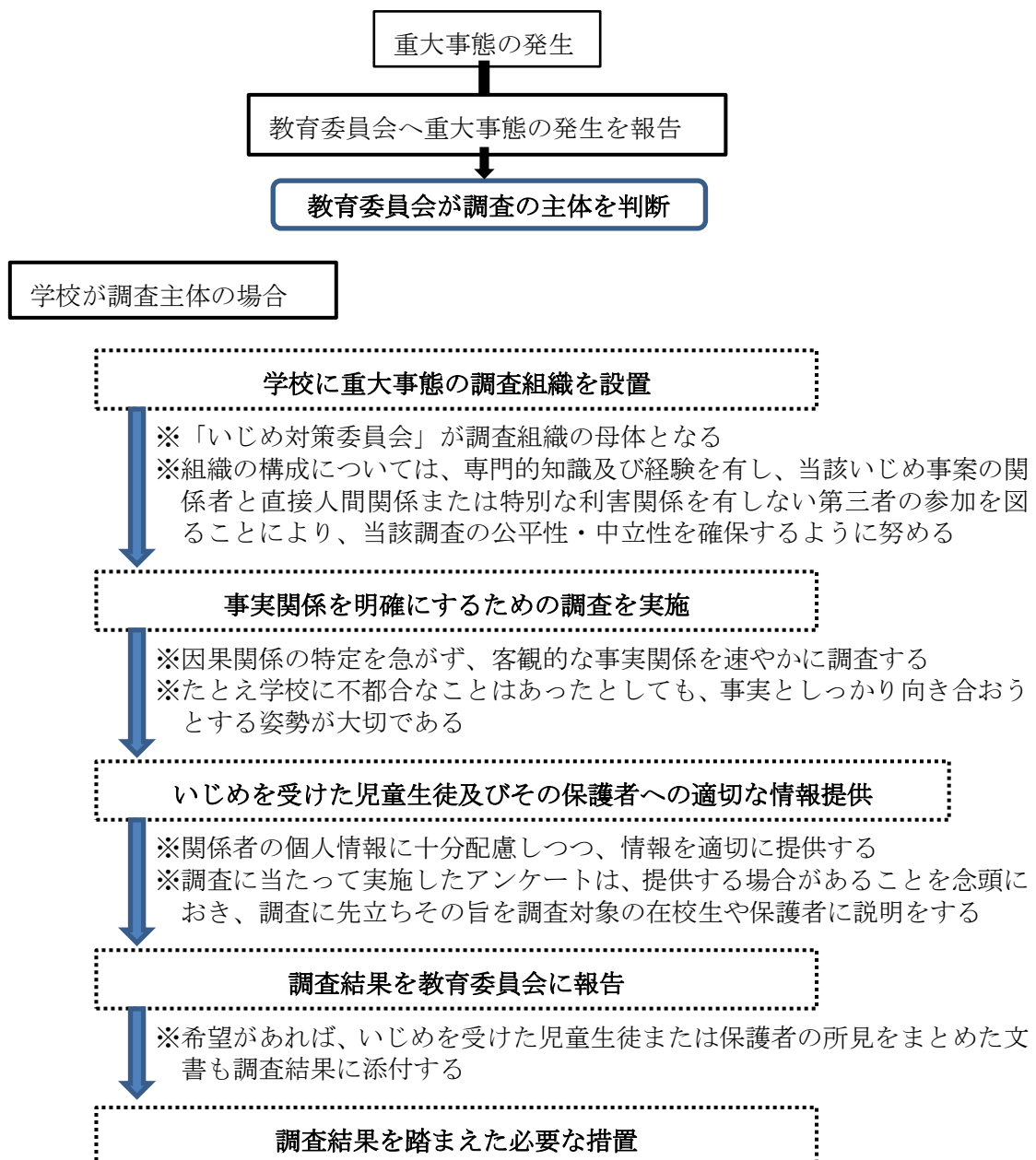
・「いじめ対策委員会」のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、教務主任、養護教諭、臨時養護助教諭、年次主任、ハートフルリーダー、特別支援コーディネーター、関係HR担任、いじめ防止専門員、スクールカウンセラー、学校評議員

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



IV いじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 教職員研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、キャリア教育の構築と推進を図る
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、「主体的・対話的で深い学び」の一層の推進と分かりやすい授業づくりに努める
- エ 体罰はもとより教職員の言動等の不適切指導がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育支援委員会」に報告をし、組織的に対応する
- ウ 「いじめアンケート調査」(年3回)や個人面談を通して情報を収集する

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「教育支援委員会」で組織的に対応する
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等と連携のもとで取り組む
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局の人権擁護機関とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る

(取組の年間計画)

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	ア 教職員研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 イ 教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実、キャリア教育の構築と推進を図る。 ウ 授業公開を積極的に行い、授業改善を進め、「主体的・対話的で深い学び」の一層の推進と分かりやすい授業づくりに努める。 エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。	○HR 活動での「人間関係づくり」、体験活動、ボランティア活動の充実【年次・生徒会・生徒指導部】 ○「主体的・対話的で深い学び」と分かる授業を目指した公開授業日の設定(4月、10月)【教務部】 ○「いじめアンケート調査」(5月・10月・1月)及び「アセス」(6月・11月・2月)【生徒指導部】 ○個人面談の実施【年次】 ○健康調査【保健室】 ○「命を大切に作る心を育む活動」【生徒指導部】 ○情報モラル教育(4月の新入生オリエンテーション)【生徒指導部】 ○朝の挨拶運動(部活動) ○校内研修、講演会の実施	○入学時、「学校いじめ防止基本方針」・「携帯電話等SNS」について生徒・保護者へ説明 ○公開授業の実施年2回：4月、10月) ○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○教職員で協同して実施した交通安全指導 ○教職員や保護者、八戸警察署JUMPチームと協同した「登校時一声運動」(年3回実施) 朝の挨拶運動(毎朝実施)

早期発見	ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。 イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育支援委員会」に報告し、組織的に対応する。 ウ 「いじめアンケート調査」及び「アセス」(各年3回)や個人面談を通して情報を収集する。	○教育相談体制充実のため「スクールカウンセラー相談日」の周知と計画【保健室】 ○「いじめアンケート調査」(5月・10月・1月)及び「アセス」(6月・11月・2月)や個人面談を通して情報を収集する。 【生徒指導部・進路指導部】 ○個人面談の実施(4月一斉・学年単位) 【各年次】 ○校内研修、講演会の実施	
------	--	--	--

いじめに対する措置	ア いじめの発見・通報を受けたら「教育支援委員会」で組織的に対応する。 イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。 ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察官等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。 オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局の人権擁護機関とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。	○いじめ事案に対して組織的に対応(Ⅲの(2)エ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照【「教育支援委員会・生徒指導部・保健室」】	
-----------	---	---	--

点検・検証・見直し		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施。その後、「教育支援委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証し、職員会議で報告する。 ○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)及び「自己評価」(2月)を行い、「教育支援委員会」でその結果を検証する。	○学校関係者評価委員会(2月実施)で「自己評価」の評価を行う。
-----------	--	--	--